

事務連絡
令和4年7月7日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

令和4年6月改版データ標準レイアウトの新型コロナ予防接種情報の
副本登録が完了していない自治体における対応について

日頃より、予防接種行政の適正な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第8号の規定に基づく情報照会及び同法第22条第1項の規定に基づく情報提供に用いるデータ標準レイアウトについては、「令和4年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく情報連携の運用開始日以降に情報連携が可能な事務手続及び省略可能な書類並びに試行運用の対象とする事務手続の一覧、運用開始日等について」（令和4年6月17日厚生労働省健康局総務課ほか連名事務連絡）において、令和4年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく情報連携の運用開始日が、本年6月20日である旨お示したところです。

特定個人情報84番（予防接種法による予防接種の実施に関する情報）の新型コロナウイルス感染症に係る予防接種情報（以下「新型コロナ予防接種情報」という。）については、各自治体において、既に副本登録等、適切にご対応いただいていることと存じますが、本年7月22日までに副本登録が完了しない自治体における対応について、下記のとおりお示します。

副本登録が完了していない自治体におかれましては、下記について適切にご対応いただくとともに、より早期に国民の利便性の向上を図る観点から、各自治体の社会保障・税番号制度担当部局とも連携の上、速やかに副本登録を行っていただくようお願いいたします。

記

1. 自動応答不可設定等について

本来、情報連携開始日に新型コロナ予防接種情報の副本登録が完了していない自治体は、原則として特定個人情報 84 番に自動応答不可設定を行う必要があります。また、対象登録者数が 1 万人を超える自治体の場合は、副本登録が完了していない場合、インシデントレベル 4 に該当することとなり、原則としてインシデントの報告義務が課されます。(情報提供ネットワークシステム接続運用規程 3.7.1(1))

しかしながら、新型コロナ予防接種情報に自動応答不可設定を行った場合には、既に副本登録されている風しん、結核、B 型肝炎等、他の予防接種情報にも影響が及ぶため、デジタル庁と協議の上、以下の運用を行うことにより、各自治体における特定個人情報 84 番に係る自動応答不可設定を不要とするとともに、インシデント報告義務を履行したものとみなすこととします。

したがって、各自治体においては、令和 4 年 6 月改版後のデータ標準レイアウトから特定個人情報 84 番に自動応答不可設定を行わないようお願いいたします。

- 本年 7 月 22 日までに新型コロナ予防接種情報の副本登録が完了しない自治体は、本年 7 月 21 日までに、①副本登録完了予定日、②副本登録が間に合わなかった理由について、都道府県において管内市町村分を取りまとめの上、別添様式にて、厚生労働省健康局予防接種担当参事官室宛てにメールでご連絡いただくようお願いいたします。

※メールアドレス：yoboseshu@mhlw.go.jp

なお、デジタル庁からの要請により、市町村名及び①、②の回答内容をデジタル庁へ共有させていただきます。共有後、副本登録未完了団体の一覧はデジタル PMO (<https://www.digital-pmo.go.jp/digital-pmo-web/login/select-login>) に掲載されることを予めご承知おき下さい。

- 本年 7 月 22 日時点で新型コロナ予防接種情報の副本登録が完了していなかった自治体が副本登録を完了したときは、速やかにデジタル PMO に(様 03-13)事象発生報告書兼完了報告書を登録いただくようお願いいたします。

※デジタル PMO の URL

<https://www.digital-pmo.go.jp/digital-pmo-web/login/select-login>

2. PIA の実施及び評価書の公表並びに副本登録について

情報提供ネットワークシステムにおける特定個人情報 84 番に係る情報連携については、「情報提供ネットワークシステムにおける特定個人情報 84 番に係る情報連携の規制について (通知)」(令和 4 年 6 月 6 日デジタル庁デジタル社会共通機能グループ基準・標準担当 ID 認証・マイナンバー班情報提供ネットワーク

システム担当事務連絡)において、新型コロナ予防接種情報に関するPIAが未実施、又は評価書の公表が確認できない場合であっても、情報提供ネットワークシステムにおける情報連携を規制しない旨を各自治体の社会保障・税番号制度担当部局宛てにお知らせしたところです。

上述のとおり、特定個人情報84番については、情報連携を規制しないこととしておりますが、新型コロナ予防接種情報の情報連携を速やかに行うことができるよう、PIAの実施及び評価書の公表については、各自治体の社会保障・税番号制度担当部局とも連携の上、速やかに対応いただき、公表後に、副本登録を実施いただくようお願いいたします。